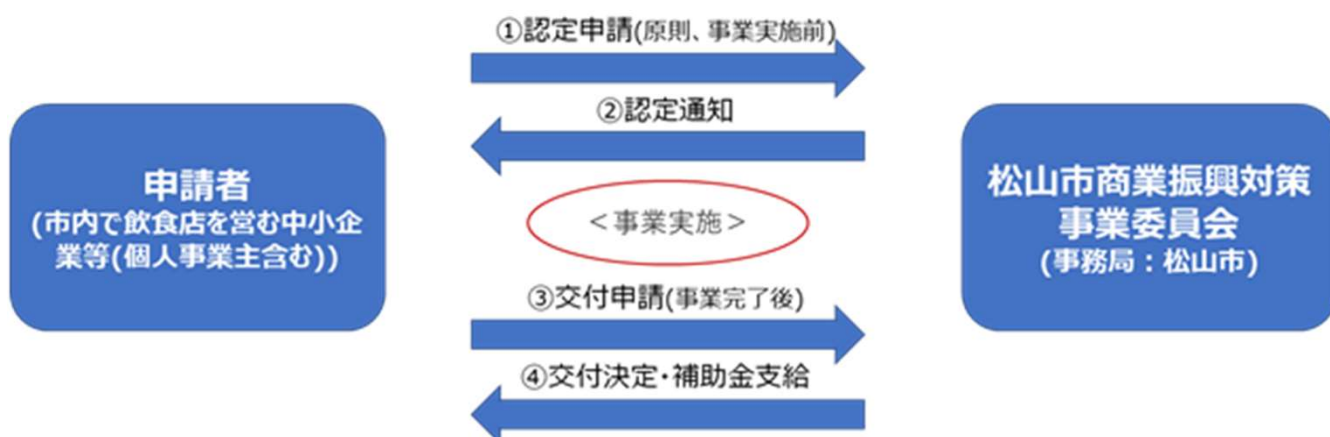


松山市飲食店テイクアウト等支援補助金 のご案内

「テイクアウト」、「デリバリー」、「移動販売」など
新規サービスを行う飲食店を応援します！

松山市飲食店テイクアウト等支援補助金の概要	
補助対象者	<p>市内で飲食店を営む中小企業等（個人事業主含む） ※次のいずれにも該当する者</p> <p>①テイクアウト等の新規サービスを行う市内で飲食店※を営む事業者で、中小企業基本法で定義する中小企業者（資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人）等</p> <p>②市内に住所を有する個人または市内に本店を有する会社</p> <p>③市税を滞納していない者</p> <p>※飲食店とは 日本標準産業分類上の分類大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち中分類76（飲食店）に該当する事業者</p>
補助対象経費	<p>◇テイクアウト等の新規サービスを実施するために必要な経費です。</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶テイクアウト用の弁当容器・包装容器等の物品購入費 ▶チラシ等の印刷費／ホームページの改修費／新聞・雑誌等の広報費 ▶内装・設備・施工工事等に要する経費／看板の作成等の外注費 ▶機械器具・車両等のリース・レンタルに要する経費等の賃借料 ▶補助員（アルバイト等）にかかる経費／営業・販売・製造等の許可取得手数料等のその他委員長が必要と認める経費 <p>【補助対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶汎用性が高く目的外使用になり得るもの ▶新たな取り組みとは直接関連のないもの など <p>例：パソコン・車両等の購入費、食材費、水道光熱費、家賃、地代、保険料、交通費、宿泊費等</p>
補助金の額	<p>補助率8／10以内、上限20万円（1,000円未満切り捨て）</p> <p>※愛媛県の「新型コロナウイルス感染症対策新ビジネス展開協力金」を受給している場合は、総事業費から当該協力金を除いた額または補助対象経費のうち、どちらか低い額に補助率を乗じた額となります。</p>
期間	<p>【認定申請期間】 令和2年5月16日～令和2年9月30日</p> <p>【補助対象期間】 令和2年4月1日～令和3年3月31日</p>

ご利用の流れ



※令和2年4月1日以降で認定通知前に着手した経費も、契約・支払いの確認ができれば対象となります。
 ※認定申請時の補助申請額からの増額は認められませんので、予めご留意ください。

認定申請時の必要書類

	補助金認定申請書（様式第1号） ※(別紙)事業見込額内訳書を添付すること
	登記簿謄本履歴事項全部証明書（原本）＜会社の場合＞ ※認定申請日より1年以内に発行されたもの
	本人確認ができるもの（写し）＜個人の場合＞ 例：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳など
	食品衛生法上の営業許可証（写し）
	市税を滞納していないことを証する書類（完納証明書または非課税証明書※等） ※税情報の確認に同意する「納付状況確認同意書」も提出＜非課税証明書の場合＞
	県協力金の決定通知書（写し）＜受給者の場合＞

＜お問い合わせ先＞

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当
 TEL：(089) 948-6548 / (089) 948-6710
 専用窓口TEL：070-4031-0304（午前11時～午後5時）

＜提出先＞

【郵送申請】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当 宛

【窓口申請】 ※午前11時～午後5時

〒790-0012 松山市湊町4丁目7-15 銀天街「きらりん」2階

※松山市ホームページから申請書類をダウンロードできます

「松山市ホームページ」⇒「くらしの情報」⇒「産業」⇒「商業」

⇒（松山市飲食店テイクアウト等支援補助金）